

多摩南ミニ通信

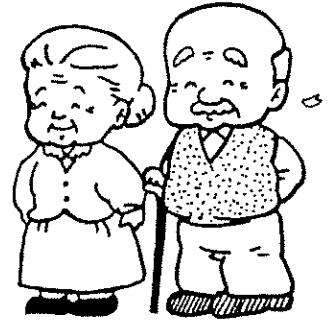
(財)東京都保健医療公社
多摩南部地域病院
地域医療連携室第19号
平成11年 4月 1日発行

高齢者の方の診療に関する一部負担額が変わります

今回の変更は、平成9年の老人保健法の改正で、医療費の自動改定制度が導入されたことに基づき行われるものです。

今後、外来の一部負担額は11年度以降2年に1回、入院の一部負担額は13年度以降2年に1回、自動的に改定されます。

また、薬剤の一部負担額は、11年度の特例措置として、7月から国が患者さんになってお支払いする予定です。



◎変更内容は・・・

	改正前	改正後
外 来	1日につき 500円	1日につき 530円
入 院	1日につき 1,100円	1日につき 1,200円
	同一の医療機関に1か月間5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については無料となります。ただし、薬剤の一部負担額の支払いは必要（7月の特例措置実施まで）になります。	
	市民税非課税世帯等に属する高齢福祉年金受給者については、1日につき500円に減額されます。また、市民税非課税世帯等に属する方の1か月の負担上限額は、35,400円です。	

♡医療に要する費用の額（当日の算定点数の総額）が530円を下回る場合の外来一部負担金の額は、当該医療に要する費用の額になります。

♡同日再診の場合、初回に一部負担額530円をお支払いになれば、2回目以降のお支払いはありません。ただし、薬剤の一部負担額は投薬ごとにお支払いが必要（7月の特例措置実施まで）になります。

♡訪問看護を希望される方で、当院から訪問看護指示書を発行する場合、それにかかる訪問看護指示書の文書料は、各市が負担します。

◎その他知っておきたいこと・・・

老人医療の対象者

70歳以上の方、または寝たきりなどの状態の方で65歳以上のお年寄り対象となります。（寝たきりなどの状態の方とは、市の認定を受けた方ということです。）開始時期については、誕生日が1日の方はその月から、2日以降の方は翌月からとなります。また、東京都では65歳から69歳までの方に対して、老人医療の助成を行っています。この助成を受けている方は、医療証に㊦と表示されています。

なお、老人医療の対象者となっても、今までの保険から抜けるというわけではありません。今までの保険に老人保健が加わるというものですから、医療機関へかかる時は「保険証」と「老人医療受給者証」の両方を必ず提示しましょう。

老人保健法改正の目的

21世紀の本格的な少子高齢化社会の到来を控え、医療保険制度の安定的な運営を確保し、世代間の公平等を図るために行われました。

多摩南ミニ通信をご希望の方は、総合案内にお申し出ください。